

合唱活動における  
新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン

2020年6月29日

第1版



一般社団法人全日本合唱連盟

## 目 次

1. はじめに〔総論〕	1
2. 感染拡大防止の基本的な考え方	
(1)政府の考え方	2
(2)業種別のガイドライン	3
(3)検証研究事例	3
(4)合唱活動で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子	6
3. 合唱活動再開時の新型コロナウイルス感染拡大防止策について	
(1)利用施設	7
(2)日常の健康管理等の対策	8
(3)練習当日の対策	8
(4)緊急時の対応	9
4. 合唱活動を行う上での留意事項	
(1)練習での施設利用	10
(2)演奏会等の後援	10
(3)部活動の対応	10
(4)取組みが推奨される合唱活動	11
5. おわりに	12

## 1. はじめに〔総論〕

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長・安倍内閣総理大臣、以下「対策本部」）が、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」）の「見解と提言」に基づき決定した、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）」（以下、「基本的対処方針」）、及び、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長が、各都道府県知事宛に令和2年5月25日付けで提示した事務連絡「移行期間における都道府県の対応について」（以下、「都道府県の対応」）に基づき、現時点で実施もしくは考慮すべき、合唱活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止についての基本的事項を示したものです。

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、地域、年代、属性等によって様々です。またこの感染症が、今後どのように変化し、社会生活にどのような影響を及ぼすのか、現時点ではまだ不透明です。さらに、飛沫の拡散が感染の原因である以上は、複数の人間が集まって、室内で発声を伴う練習や演奏を行う合唱が、感染リスクと隣り合わせで、感染症拡大にどのような影響を及ぼすのか、懸念されるところです。

従って、本ガイドラインは、政府が発表している「基本的対処方針」や「都道府県の対応」、地方公共団体のロードマップ等の方針、日本国内の感染状況や科学的知見、後述する音楽関係や施設関係のガイドラインに即した、現時点での合唱活動の目安を提示することになります。これら政府や地方公共団体、音楽業界の方針や状況が変更された場合は、その都度状況に応じて対応することが求められます。

## 2. 感染拡大防止の基本的な考え方

国内外を問わず、合唱は感染リスクの高い活動として明示されており、過去において合唱団から感染者が出た事例があることを忘れてはいけません。それゆえ、全日本合唱連盟は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を、現時点で最優先すべきと捉えています。

しかし同時に、合唱活動は、学校教育における授業や部活動、大学・職場・社会人等のサークル活動・音楽活動など、多様な人々が言葉と音楽を通じて交わることで、様々な局面で、日々の営みに潤いや活力をもたらす文化芸術の一翼を担うものであり、同時に人々の健康資源でもあります。この真摯な活動を停滞させることなく、現状の課題に向き合い、将来に繋げていくことが、最も重要な課題です。

そのためには、現時点の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施策が、どのように位置づけられ実行されているのか、その施策をふまえて、感染拡大を前提にどのように活動を行っていけばよいのか、その指針を本ガイドラインで提示するものです。

合唱を愛する私たちは、感染拡大防止のため、合唱活動の感染リスクを十分に理解し、そのリスクを回避するための対策を講じることが重要です。現在合唱活動がどのような状況に置かれ、どのような対策を講じることが必要なのかを理解するために、以下に課題を整理します。

### (1) 政府の考え方

ア) 「基本的対処方針」において、「一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。」とあります。

また、「集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。」とされています。

イ) さらに、「都道府県の対応」の第3項において、重要な留意点として「密閉された空間において大声での発声、歌唱や応援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、（中略）上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討を促すと」とともに、第4項の「『施設の使用制限等』の内容も踏まえて対応を行うこと」とされ、その施設の使用制限等として「換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人の距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等の対応を行うこと。さらに、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう強く働きかけること」とされています。これに基づき、地方公共団体がロードマップや指針等で考え方を提示しています。

## (2) 業種別のガイドライン

前項のように位置付けられた業種別のガイドラインのうち、合唱活動に関わる主なものは以下のとおりです。

- ア) 音楽公演関係では、一般社団法人コンサートプロモーターズ協会・一般社団法人日本音楽事業者協会・一般社団法人日本音楽制作者連盟が令和2年5月25日策定の「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染拡大予防対策ガイドライン（無観客公演関係）」、クラシック音楽公演運営推進協議会が令和2年6月11日策定の「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が、それぞれ発表されています。
- イ) 施設関係では、公益社団法人全国公民館連合会が令和2年5月14日策定（同25日改訂）の「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」、公益社団法人全国公立文化施設協会が令和2年5月14日策定（同25日改訂）の「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を発表しています。

これら政府や地方公共団体の考え方や、前記ガイドライン等に基づき、各施設が使用上の注意事項や留意事項などの指針を提示しています。

## (3) 検証研究事例

新型コロナウイルスの疫学的検証としては、以下のような事例が発表されています。ただし、エアロゾル<sup>[1]</sup>を介しての感染の可能性等、現時点では実態が明らかとされていない点が見受けられます。そのため、今後、合唱活動における新型コロナウイルス感染のリスクについて、明確な科学的知見を得る必要があり、全日本合唱連盟も関係団体や関係者と連携し検証作業を検討していきます。

<sup>[1]</sup> 気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子と周囲の気体の混合体（日本エアロゾル学会）

- ア) 理化学研究所計算科学研究センターによる室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策<sup>[2]</sup>によると、飛沫感染のリスクについて以下のような結果が示されています。  
一咳のみならず発話においても飛沫は **2m** 程度飛ぶ。ただし、リスクのほとんどは正面であり、横へのリスクはかなり低い。
- イ) 東京都交響楽団が発表した演奏会再開への行程表と指針の資料「COVID-19 影響下における演奏家再開に備えた試演」の粒子計測<sup>[3]</sup>によると、以下のような結果が報告されています。

- －歌手及び楽器から発生する飛沫の計測結果では、男性歌手の発する飛沫の数及び頻度が最多であった。歌い方によって飛沫の飛び方は異なり、ドイツ語の朗々とした歌い方では飛沫はそれほど多くなく、イタリア語で破裂音が多い曲では多くの飛沫が見えた。大きめの粒子などはほぼ真下に落ちる一方で気流に乗る小さな粒子もあり、顔付近の粒子濃度が増えて行く様子が観察された。なお母音の発声時には、ほとんど飛沫は確認できなかった。
- －微粒子の計測では、ドイツ語の歌の時は、どの粒径の粒子についても明確な変動は見られなかった。イタリア語で破裂音の多い歌の時は明確に粒子の増加が観察された。歌手と計測装置を 180cm 離し、全く同じ歌のフレーズを再度歌った際には、粒子数の増加は明確には見えなかった。

ウ) ドイツ・フライブルク音楽家医学研究所、フライブルク大学病院、フライブルク音楽大学による、音楽の領域におけるコロナウイルス感染のリスク評価<sup>4)</sup>では、以下のように示されています。(翻訳：西南学院大学神学部教授 須藤伊知郎)

- －飛沫はそれらの大きさと重さに基づいて迅速に床に沈み、最大 1m の距離に到達する。このことに、日常生活状況(店舗、事務所等々)における 1.5m の距離の規則は基づいている。(15-16 頁)
- －バンベルク交響楽団での三人の歌手の測定で(中略)歌っている者から 2m の距離で気流の速度をセンサーによって測定したところ、何ら空気の動きは測定することができなかった。そこでこの 2m の距離が、不自然な[無理やり強い]発音をした場合でも、飛沫感染に関する安全距離とみなすことができる。(16 頁)
- －合唱の場合、基本的に歌うという事象の上述の諸特徴が存在している。個々の歌い手によるエアロゾルの形成を前提して考えなければならないので、より多くの人数が集まるほど、閉鎖空間におけるウイルスを含んだエアロゾルはより高い密度で集まることが想定される(Liu et al. 2020)。換気の質がここで同様に重要な役割を演じる(Liu et al. 2020)。また継続時間の問題、つまりどれだけ長く一回の合唱練習が継続するかも、一つの空間において予想されるエアロゾルの粒子濃度に関して役割を演じる。すなわち、より長い時間枠におけるほど、粒子濃度はより短い時間枠におけるよりも高い値に上昇する可能性がある。(18-19 頁)

エ) オーストリア合唱協会がウィーン医科大学の協力のもと実施した合唱団員の呼吸時と歌唱時における呼気飛散の実験<sup>5)</sup>では、人工的に発生させた霧を歌い手の鼻孔に継続的に送り込み、呼気の分散状況を可視化させることで、以下のような結果が示されています。(大要・抄訳：全日本合唱連盟)

- －呼吸時：安静時の呼吸では歌い手全員の口と鼻の周囲に最大 0.5m の呼気の拡大が見受けられた。激しい呼吸のとき、人によっては最大 1.5m の呼気の拡大が見受けられた。
- －歌唱時：どんな方法で歌っても、歌い手の頭部の周囲にでた可視化された呼気は演奏中変わることなく分散していた。この拡大、特に前方に向かうものは、最大で 0.9m にまで及んだ。
- －口と鼻を保護するマスクを着用することで大幅に呼気の拡散を防ぐことができる。
- －フェイスシールドでは、口元から下方向へ呼気が拡散する。

[2] 理化学研究所計算科学研究センター「室内環境におけるウイルス飛沫感染の予測とその対策」

<https://www.r-ccs.riken.jp/wp-content/uploads/2020/06/20200617subokura.pdf>

[3] 東京都交響楽団「COVID-19（新型コロナウイルス）影響下における演奏会再開に備えた試演」の検証結果

<https://www.tmsu.or.jp/j/wp-content/uploads/2020/06/Guidelines.pdf>

[4] Prof. Dr.med.Dr.phil. Claudia Spahn, Prof. Dr.med.Bernhard Richter Leitung des Freiburger Institut für Musikmedizin(FIM), Universitätsklinikumund Hochschule für Musik Freiburg, Risikoeinschätzung einer Coronavirus-Infektion im Bereich Musik, zweitesUpdate vom 19.05.2020

[https://www.mh-freiburg.de/fileadmin/Downloads/Allgemeines/RisikoabschaetzungCoronaMusikSpahnRichter19.5.2020.pdf?fbclid=IwAR211zfSTsPcJO59NUR9p\\_6ezEM3Y474IfsuTBW\\_5UDiPYNJbqhXT7bF\\_xKE](https://www.mh-freiburg.de/fileadmin/Downloads/Allgemeines/RisikoabschaetzungCoronaMusikSpahnRichter19.5.2020.pdf?fbclid=IwAR211zfSTsPcJO59NUR9p_6ezEM3Y474IfsuTBW_5UDiPYNJbqhXT7bF_xKE)

<https://www.dropbox.com/s/8l3pto2nnlcj78h/>（須藤伊知郎 翻訳版）

[5] Medizinische Universität Wien, Untersuchung und fotografische Dokumentation von Aerosol- und Kondenswasseremission bei Chor Mitgliedern, 27.05.2020

[https://www.chorverband.at/images/AerosoleFotos/Untersuchung\\_MedUni\\_Wien\\_Sterz\\_Aerosolchor.pdf](https://www.chorverband.at/images/AerosoleFotos/Untersuchung_MedUni_Wien_Sterz_Aerosolchor.pdf)

#### (4) 合唱活動で考えられる新型コロナウイルスの感染リスクと対策の骨子

実践項目	実践の観点 (回避すべきリスク)	実践する役割	具体的な感染リスク対策
利用施設に関わる事項			
1 スペース	密集	代表者	人数を限定し人の密度を下げた屋内施設の利用、または屋外施設を利用する。
2 換気	密閉	代表者	屋内施設の場合、窓の開閉もしくは機械換気で十分な換気を行うことができる施設を利用する。
3 衛生的配慮	衛生不十分	代表者、施設管理者	各種施設ガイドラインにおける感染防止対策を徹底した施設を利用する。
日常の健康管理等に関わる事項			
4 名簿管理	感染時対応不備	代表者	感染時の連絡先を明確にし、管理しておく。
5 健康管理	体調不良等	代表者	活動前14日における団員ならびに指揮者、ピアニストの体調を確認しておく。
当日の練習前後に関わる事項			
6 体調チェック	体調不良等	代表者	検温等、当日の体調が良好であるか確認を行う。
7 マスク等の装着	飛沫感染	団員	飛沫拡散防止のため、マスク等の正しい装着を徹底する。
8 衛生管理	接触 衛生不十分	団員	手指の手洗い、消毒を徹底する。
9 会場設営・撤収	密集 密接 接触	代表者	予め時間と人員を設定し、最小限の人数で設営・撤収する。
10 備品の取り扱い	接触 衛生不十分	代表者、施設管理者	椅子、ピアノ、譜面台などの使用備品が十分に消毒されているか確認する。
11 楽譜やプリント類の配布・回覧	接触	代表者	手から手への受け渡しを避けるよう注意する。
12 ミーティング	密集	代表者	出席者同士の距離を一定以上確保する。
13 休憩	密集 密接 飛沫感染	代表者	休憩時の会話は必要最小限とし、飲食物の共有は行わない。
14 会食	密集 密接 飛沫感染 接触	代表者	団主催の懇親会や練習後の親睦会などは控える。
当日の練習時に関わる事項			
15 団員、指揮者、ピアノの配置	密集	団員、指揮者	適切な距離をとり、対面にならないような並び方を工夫する。
16 発声を伴わないウォーミングアップ等	接触	団員、指揮者	身体的接触のないよう注意する。
17 発声、歌唱	飛沫感染 接触	団員	咳エチケットに注意し、楽譜等の共有を避ける。
18 発声指導、歌唱指導	飛沫感染	指揮者	身体的接触のないよう注意し、団員と適切な距離をとる。
19 換気	密閉	代表者	常時換気のできない場合は、30分に1回、5分以上の休憩をとり、換気を行う。
その他			
20 感染時の対応	感染時対応不備	代表者	団員の感染が生じた際の対応フローを明確にし、共有しておく。



### 3. 合唱活動再開時の新型コロナウイルス感染防止策について

「基本的対処方針」及び地方公共団体のロードマップ等の指針をふまえ、合唱活動を再開する場合には、以下の各防止策を講じることが考えられます。具体的な対策を講じても十分な対応ができない場合は、複数人が集まって発声やアンサンブルを行うことを中止、延期することが求められます。また、感染リスクとその防止策について、団員・指導者・伴奏者など参加者全員が意識を共有し、各人の立場を尊重しつつ活動することが重要です。

#### (1) 利用施設

「基本的対処方針」によれば、「クラスターの発生が見られない施設については、『入場者の制限や誘導』『手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置』『マスクの着用』等の要請を行うことを含め、『三つの密』を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切に取るなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うこと」とされています。

また、「都道府県の対応」によれば、催物（イベント等）の開催に係る段階的緩和として「屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。」とされています。これらに基づき、以下のような施設での活動が考えられます。

なお、業種別ガイドラインや、各施設の貸出方針を尊重し、利用施設との十分な合意のもと実施することが重要です。

#### ア) 屋内施設

- ①概ね収容定員の50%以下の人数を目安に、施設の留意事項等を踏まえて利用する。
- ②窓の開放が可能であること、望むらくは、二方向に窓が設置されている。
- ③窓の開放が不可能である場合、機械換気が十分にされている。
- ④感染予防対策が徹底されている。

#### イ) 屋外施設

- ①演奏行為が許可されている屋外施設、もしくは、市区町村により演奏行為にかかる利用許可の定められた公園等である。なお、以上の施設であっても、近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。

## (2) 日常の健康管理等の対策

運営責任者は、合唱団員（以下、「団員」）の練習への出席に際し、感染拡大の防止のために団員が遵守すべき事項を明確にして、以下の協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない団員には、他の団員の安全を確保する等の観点から、出席を停止させることがあり得ることを周知することが必要です。

### ア) 名簿の管理

感染が疑われる団員が出た場合、保健所等の公的機関による聞き取りに速やかに協力できるよう、練習に出席する団員について氏名及び緊急連絡先を把握し、代表者が保存できる形で管理する。

### イ) 体調の管理

練習に出席する団員は、活動前 14 日における以下の事項の有無を確認し、該当する事項のある場合は、出席を停止すること。

- ①平熱を超える発熱。
- ②咳、のどの痛みなど風邪の症状。
- ③だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）。
- ④嗅覚や味覚の異常。
- ⑤体が重く感じる、疲れやすい等。
- ⑥新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触。
- ⑦同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- ⑧過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合。

## (3) 練習当日の対策

### ア) 会場設営・撤収時

- ①会場内への椅子及び譜面台等備品の搬出入、設置は、予め時間と人員を設定し、設営を行う。
- ②搬出入、設置の際は、十分な時間を設定し、感染防止対策を講じる。
- ③設営要員はマスクを着用し、咳エチケットを実践する。
- ④椅子、備品の設置後、消毒を行う。ピアノの消毒の際はアルコールを使用せず、専用のクリーナー等を使用する。<sup>[4]</sup>
- ⑤設営前後・撤収後に石けんで手洗いをする。手洗いが難しい場合は、アルコール等の消毒剤を用意し手指の消毒を行う。

<sup>[4]</sup>YAMAHA「ピアノの除菌方法」[http://yamaha.custhelp.com/app/answers/detail/a\\_id/1460](http://yamaha.custhelp.com/app/answers/detail/a_id/1460)

#### イ) 会場入場時

- ①入場時に密集しないよう、できるだけ分散入場策を講じる。
- ②窓と出入り口を開放し、換気を行う。
- ③マスクを着用し、咳エチケットを実践する。
- ④入場前に石けんで手洗いをする。手洗いが難しい場合は、アルコール等の消毒剤を用意し手指の消毒を行う。
- ⑤人との間隔を 1m 以上離し、会話はなるべく控える。
- ⑥楽譜やプリント類は手から手への配布を避け、回覧はしない。
- ⑦会場内での飲食は控える。

#### ウ) 練習時

- ①団員の距離は前後 2m 以上、左右 1m 以上を確保し、団員同士が向かい合う配置は避ける。
- ②指導者・伴奏者と団員との距離は、適切な距離を確保する。
- ③座っている団員と立っている団員が混在しないようにする。
- ④咳エチケットを実践する。
- ⑤マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、着用が望ましい。
- ⑥体操等のウォーミングアップは、身体的な接触をしないように注意する。
- ⑦連続した練習時間は 30 分以内とし、5 分以上の換気を行う。
- ⑧楽譜やプリント類の共有を避ける。

#### エ) 休憩時

- ①マスクを着用し、咳エチケットを実践する。
- ②人との間隔を 1m 以上離し、会話はなるべく控える。
- ③飲食物の共有はしない。
- ④窓と出入り口を開放し、換気を行う。

#### オ) 練習後

- ①出席者をチェックし、名前を控えておく。
- ②退場時に密集しないよう、できるだけ分散退場策を講じる。
- ③マスクを着用し、咳エチケットを実践する。
- ④連絡やミーティングは可能な限り書面やオンラインで行う。オンラインで実施することが難しい場合は、人との間隔を 1m 以上離し、少人数・短時間で行う。
- ⑤会食等は控える。

### (4) 緊急時の対応

練習参加者に感染が疑われる人が出た場合は、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示に従うと同時に、求められる情報の開示を行ってください。

## 4. 合唱活動を行う上での留意事項

合唱活動時の感染拡大予防については、本ガイドラインで示す対策の実施のほか、以下についても留意してください。

### (1) 練習での施設利用

- ア) 学校施設を利用する場合は、児童や生徒が学校生活を行っている施設であることを十分に認識し、文部科学省が発表している「学校の新しい生活様式（令和2年6月16日 Ver.2）」の趣旨をよく理解した上で、利用してください。
- イ) 劇場付帯の施設や貸ホール、公民館等の社会教育施設を利用する場合は、本ガイドライン2-(2)ーイで言及した、公民館、劇場・音楽堂、のガイドラインを尊重して利用してください。
- ウ) さらに、地方公共団体や施設等が独自に発表し告知しているロードマップ等の方針、留意事項等の指針を尊重してください。
- エ) 施設利用の際は、感染拡大防止策を講じ、施設側と十分協議のうえ利用することとし、施設利用の注意点や留意事項を、団員、指導者、伴奏者等の合唱団関係者に周知徹底してください。

### (2) 演奏会等の公演

- ア) 演奏会等を実施する場合には、地方公共団体のロードマップ等の方針を確認のうえ、本ガイドライン2-(2)ーアで言及した「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（令和2年6月11日）」などのガイドラインに基づき、公演主催者として具体的な対策を講じてください。
- イ) ただし、「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」で、合唱については、「適切な感染予防対策の在り方を関係者にて引き続き協議を行うこととし、開催については時宜を得た判断を要するものとする。」と記載されていることを理解し、感染拡大防止の観点から開催可否や開催方法を判断し対策を講じてください。
- ウ) 開催する場合は、施設側と十分協議し認識を共有のうえ開催することとし、施設利用や開催時の注意点や遵守事項を、出演者やスタッフ等の関係者に周知徹底してください。

### (3) 部活動の対応

学校での部活動においては、文部科学省の「学校の新しい生活様式」と「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関する Q&A（令和2年5月21日時点）」、及び地方公共団体の教育委員会の指針等をふまえ、本ガイドラインを参照して活動を行ってください。

#### (4) 取組みが推奨される合唱活動

これまで述べてきたように、現状では複数の人間が集まって、発声やアンサンブルを行うことは、感染拡大が懸念されることもあり、状況を冷静に見極めて実施の可否と実施方法を考える必要があります。一方で、以下のような取組みも合唱活動のひとつとして推奨されます。

合唱練習は、発声やアンサンブル練習のみならず、発声法の理論、楽典、楽曲や詩の解釈・分析、作曲家や詩人の理解、海外や日本の合唱の歴史の学習など、講義や勉強会なども必須の事項です。

また、他の合唱団の録音や映像を鑑賞し、音楽表現の多様性を理解し、考えることも同様です。

さらに指導者、伴奏者、専門家によるレクチャーや座談会など、日頃の演奏や音楽表現、音楽文化を考察し実践している方々と一緒に、合唱を多角的に考えることも重要です。

むしろ、感染拡大へのリスクや、活動場所の制約で、発声やアンサンブル練習が困難となっている今こそ、前記のような事柄に取り組むことも必要でしょう。その場合、集合しての座学や講義のほか、インターネットも活用した「新しい練習形態」にも取り組んでいくべきでしょう。そのための講師等の相談は、全日本合唱連盟がバックアップを行います。

## 5. おわりに

繰り返しになりますが、合唱活動には、感染のリスク、また、クラスター発生のリスクが発生します。そのため、参加者の安全と感染拡大防止を最優先として、活動について慎重な判断を行っていただくようお願いいたします。また、各人の意思を尊重し活動への参加を強制しないこと、家族等の理解や同意を得ることなどにもご留意ください。

なお、本ガイドラインで言及した、政府や地方公共団体、業種別等の各種方針やガイドラインは、感染拡大状況に応じて、随時更新や変更がなされる場合がありますので、常に最新情報を収集し、参照してください。また、本ガイドラインも、今後の状況に合わせて、適宜改訂いたします。

合唱活動を再開する場合は、合唱団とその関係者は、本ガイドラインを参照し、高い意識を持って、感染拡大防止のための徹底した対策を講じてください。また、練習の場以外の会食等の集団行動にも感染リスクが潜んでいることを各個人が自覚し行動することが重要です。

そして、本ガイドラインに基づき、地方公共団体、施設、地域で文化芸術に関わる団体等と連携し、団員や指導者とも意思疎通を図りながら、課題や意識を共有し、感染拡大防止を大前提に、合唱活動に取り組むことが求められます。

また、合唱団が公演で利用する劇場やホール、練習で利用する施設、これらの劇場・ホール・施設を所管している地方公共団体、さらに内閣においても、どのような対応策を講じれば、合唱をはじめとする文化芸術活動を再開し、今後継続できるのか、合唱団関係者と共に真摯に向き合い、解決策を見出し実行いただくことを強く求めます。

文化芸術活動をいかに継続させ、そのいとなみを深化させるかを考えることが、私たち文化芸術に親しみ、合唱活動を共有する者の責務なのではないでしょうか。

2020年6月29日策定

一般社団法人全日本合唱連盟

本ガイドラインの策定にあたり、名古屋市立大学大学院の鈴木貞夫教授（医学研究科公衆衛生学分野）にご協力いただきました。